

総合交通戦略と地域公共交通計画の違い

総合交通戦略と地域公共交通計画の主な違いを下表に示します。計画で定める策定項目については両計画ともほとんど同じですが、総合交通戦略は公共交通を含めた複合的な交通施設についてのハード+ソフト面における施策を示した計画であるのに対し、地域公共交通計画は公共交通に特化した計画であることが分かります。

表：総合交通戦略と地域公共交通計画の違い

	総合交通戦略 ¹	地域公共交通計画 ²
所管部局	国土交通省 都市局	国土交通省 運輸局
策定の目的	都市の将来像を実現するために必要な都市交通体系を構築する	地方公共団体が中心 となり、多様な関係者が連携することで、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保する
根拠法令等	都市・地域総合交通戦略要綱【H21～】	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律【H19～】 地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針
制度概要	交通事業とまちづくりが連携した 総合的かつ戦略的な交通施策の推進 を図る計画	「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」 を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たす計画
策定項目	<ul style="list-style-type: none"> 都市における現状及び課題 都市が目指す将来像 総合交通戦略の区域 総合交通戦略の目標 目標達成に必要な施策・事業 関係者の役割分担を踏まえた実施プログラム 推進体制 その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な方針 計画の区域 計画の目標 目標を達成するために行う事業・実施主体 計画の達成状況の評価に関する事項 計画期間 その他必要な項目
補助金等	国庫補助金（都市・地域戦略推進事業） の支援を受けやすくなる（「交通結節点整備」等）	「地域公共交通特定事業」 として国土交通大臣から認定を受けた事業について、関係法律の特例による支援措置を受けることができる（「バス路線網の再編」等）

両計画において、どちらが上位の計画であるかという明確な位置付けはなされていません。必要に応じて相互連携することが求められています。

¹ 国土交通省 都市局：「都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～（改訂版）」（平成31年4月）

² 国土交通省：「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第2版」（令和3年3月）